

平成 24 年 8 月 7 日

宮 城 県

第 1 回「宮城県における国と地方の協議会」 説 明 資 料

1 防災集団移転促進事業の推進のための特例

提案内容

防災集団移転促進事業の移転先の土地売却について、無条件に 5,000 万円の譲渡所得の特別控除を適用する特例を求める。

必要性・背景

- ・ 防災集団移転促進事業では、移転先の土地売却に係る譲渡所得の特別控除が 2,000 万円とされている。
- ・ 移転先の団地規模が 50 戸以上で、都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設として都道府県知事が証明した場合、譲渡所得の 5,000 万円控除が適用される。
- ・ 本県で予定する防災集団移転促進事業 200 地区中、151 地区で団地規模が 50 戸未満であり、うち譲渡所得が 2,000 万円を超えると見込まれる土地売買契約件数は現時点で把握可能な件数として 33 件となっている。
- ・ 防災集団移転促進事業は極めて公共性が高く、その移転先は各市町が総合的に今後のまちづくりを検討した結果選定されたものであり、土地収用事業に極めて近い事業である。

2 45 フィートコンテナ利用推進のための特例

提案内容

- ①輸送車両購入・コンテナ船の新造・改造に対する補助制度の拡充、輸送路線の質的改良（交差点改良等）の補助枠等の確保等の特例
- ②45ft コンテナ輸送車の県内高速道路通行料金の一定割合の助成措置
- ③シャーシ、コンテナ船などの輸送設備に係る特別償却又は税額控除の特例

必要性・背景

- ・ 構造改革特区により、宮城県は全国で唯一、45ft コンテナの公道輸送が可能な地域となっている。
- ・ 45ft コンテナは、現在主流となっている 40ft コンテナと比べ、容積が 27%（40ft 背高コンテナでは 13%）多く、物流コストの削減が期待できる。
- ・ 被災企業の復興のためには、物流コスト削減が図られる 45ft コンテナの利用が有効であるが、45ft コンテナ用輸送車両は非常に高価であることにより、普及が進んでいない。また、輸送する際には通行に支障となる交差点なども想定されることから、走行安全性の確保や他の走行車両への影響回避をどのように図って行くかが課題となっている。
- ・ 仙台塩釜港を利用している被災企業への 45ft コンテナの普及を促進し、復興の促進を図る。

3 保育サービスの確保のための特例

提案内容

沿岸被災地において、良好な「保育の場」を早期に確保するため、都道府県及び市町村が補助可能な保育所設置主体に、学校法人、株式会社、NPO 法人等を追加する特例

必要性・背景

- ・震災により 135 ヲ所（仙台市含む、軽微なものを除く）の保育所が被災し、このうち 24 ヲ所の公立保育所については、移転先となる高台の造成等に期間を要するなど、復旧が平成 25 年度以降となる見通しである。
- ・現在、保育所を運営する市町村においては、代替保育（仮設等の代替施設や他の保育所受け入れによる保育）による応急措置的な保育サービスにより急場をしのいでおり、良好な保育環境の整備が急務となっている。
- ・被災の大きい石巻市、気仙沼市、南三陸町等の株式会社、NPO 法人等が、子どもにとって良好な「保育の場」の早期確保に向け、保育所整備について具体的な検討をしているが、いずれも、県、市町村が補助可能な対象となる社会福祉法人等ではないため、財政支援を受けられないことが課題となっている。
- ・保育事業に参入可能なすべての事業者への補助が可能となることにより、児童や職員にとって適切な保育の場が早期に確保され、被災地からの子育て世帯の流出を防ぐことにつながる。

4 復興特区における税制上の特例措置の期間の延長、適用要件の緩和

提案内容

被災地における産業集積を促進するため、復興特区における税制上の特例措置の期間の延長、適用要件の緩和を求める。

- ①復興特区法第 37 条から第 40 条の特例に係る震災特例法第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 17 条の 5 及び第 18 条の 3 に規定する特例を受けるための指定の期限を 5 年間延長（平成 28 年 3 月末→平成 33 年 3 月末）
- ②復興特区法第 40 条の特例（新規立地促進税制）について
 - （ア）再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度を 5 年間延長（現行：5 年→10 年）【震災特例法第 18 条の 3 第 2 項】
 - （イ）沿岸市町の特定復興産業集積区域以外に事業所を有する場合でも、適用除外とならないよう要件を緩和【震災特例法第 18 条の 3 第 2 項第 4 号】

必要性・背景

- ・震災により雇用に至大な被害を受けた沿岸地域では、地盤が沈下しているが、盛土・防潮堤工事による安全な事業用地の造成が進んでおらず、企業の再建や新たな投資ができない状況にある。
- ・新規立地促進税制は、法人税が実質 5 年間無税化されるという復興特区の目玉となる特例であり、様々な企業から問い合わせがあるが、現行の制度では、再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度が 5 年と規定されているため、黒字化に 2～3 年かかる投資案件の場合には、投資企業にとってさほどメリットがない。
- ・沿岸市町の特定復興産業集積区域外に事業所を有した場合は、特例を受けられなくなるため、再投資が難しいと考えられてしまう恐れがある。